

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
案要綱

1 改正の理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）による学校教育法の一部改正に伴い、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されたことから、必要な規定の整備を行うため、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）ほか30条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 次に掲げる条例に定める使用料に係る利用者の区分に義務教育学校の児童および生徒を追加すること等の改正を行うこととします。（第1条、第3条、第5条、第8条、第9条関係）

- ア 滋賀県使用料および手数料条例
- イ 滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第32号）
- ウ 滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第14号）
- エ 滋賀県立近江富士花園公園の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第15号）
- オ 滋賀県都市公園条例（昭和53年滋賀県条例第13号）
- カ 滋賀県琵琶湖流域下水道条例（昭和57年滋賀県条例第18号）
- キ 滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第53号）
- ク 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例（平成26年滋賀県条例第16号）
- ケ 滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第58号）
- コ 滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例（昭和63年滋賀県条例第26号）
- サ 滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第23号）
- シ 滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第24号）
- ス 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第57号）
- セ 滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第45号）
- ゾ 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第19号）
- タ 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例（昭和59年滋賀県条例第33号）
- チ 滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例（平成12年滋賀県条例第21号）

- 号)。
- ツ 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例（昭和44年滋賀県条例第43号）
- テ 滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第31号）
- ト 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第29号）
- ナ 滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例（昭和57年滋賀県条例第24号）
- ニ 滋賀県立柳ヶ崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第44号）
- ヌ 滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第8号）
- ネ 滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第50号）
- ノ 滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例（昭和57年滋賀県条例第23号）
- (2) 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号）の一部改正
指定児童発達支援事業者が相談等の援助を行う対象に義務教育学校を加えることとします。（第2条による改正後の別表第1関係）
- (3) 滋賀県立びわ湖フローティングスクールの設置および管理に関する条例（昭和58年滋賀県条例第29号）の一部改正
フローティングスクールを使用することができる者に、義務教育学校の前期課程の第5学年の児童を追加することとします。（第2条による改正後の第4条関係）
- (4) 滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例（平成24年滋賀県条例第67号）の一部改正
県が実施する職業訓練の対象者に義務教育学校を卒業した者を追加することとします。（第4条による改正後の第5条関係）
- (5) 滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）の一部改正
車庫等の用途に供する建築物で都市計画区域内において自動車の出入口を設けてはならない場所に義務教育学校を追加することとします。（第6条による改正後の第28条関係）
- (6) 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年滋賀県条例第5号）の一部改正
侵入者による児童生徒等に対する犯罪を防止するよう努めなければならない施設の対象に義務教育学校を追加することとします。（第7条による改正後の第13条関係）
- (7) 滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の一部改正
青少年に対し、暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、および暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育等が行われるよう、県が適切な措置を講ずるべき対象とする学校に、義務教育学校（後期課程に限る。）を追加することとします。（第10条による改正後の第13条関係）

(8) その他

ア この条例は、平成28年4月1日から施行することとします。

イ その他所要の規定の整備を行うこととします。

小中一貫教育の制度設計の全体像

平成27年7月16日
中央教育審議会
初等中等教育分科会
資料6-1

◎ 制度設計のポイント

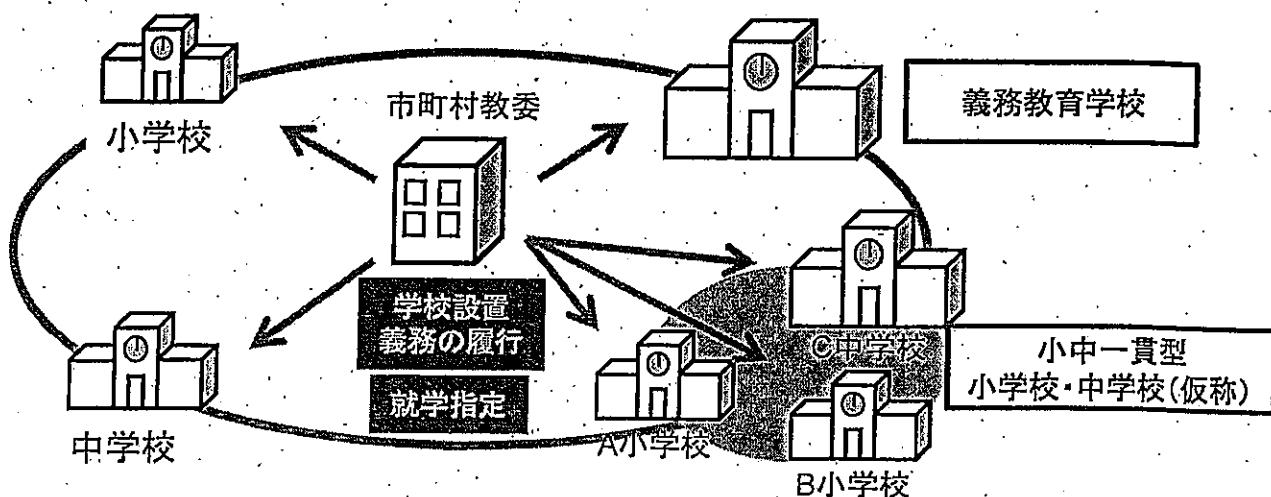
- ・一人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付け(義務教育学校)
- ・独立した小学校・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようとする(小中一貫型小学校・中学校(仮称))
- ・既存の小学校・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする。(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小学校・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない。

◎ 小中一貫教育の二つの類型

	義務教育学校	小中一貫型 小学校・中学校(仮称)
修業年限	9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	小学校・中学校と同じ
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設(一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設(小中一貫教育学校(仮称)と同じ)
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・一人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中両免許状を併有 (当面は小学校免許状で小学校課程、中学校免許状で中学校課程を指導可能としつつ、免許状の併有を促進) (制度化に伴う主な支援策) 9年間を適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ごとに校長 ・学校ごとに教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)(※) ・教員は各学校種に対応した免許を保有 (制度化に伴う主な支援策) 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援

(※)通常の小・中連携と区別するため、これらの事項は要件化

◎ 制度化後のイメージ



滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新																										
本則・付則 省略 別表第1～別表第27 省略 別表第28	本則・付則 省略 別表第1～別表第27 省略 別表第28																										
近代美術館観覧料、特別観覧料および使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>別表第28</th> <th>別表第28の2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 観覧料</td><td>1 観覧料</td></tr> <tr> <td>注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および者が常設展示を観覧する場合は、これらの者についてとは、無料とする。</td><td>注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの方については、無料とする。</td></tr> <tr> <td>2 省略</td><td>2 省略</td></tr> <tr> <td>注2 県内の小学校、中学校、高等學校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。</td><td>注3 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの方については、無料とする。</td></tr> <tr> <td>3 省略</td><td>3 省略</td></tr> <tr> <td>注4 県内の小学校、中学校、高等學校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。</td><td>注4 省略</td></tr> <tr> <td>4 省略</td><td>4 省略</td></tr> <tr> <td>注5 県内の小学校、中学校、高等學校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。</td><td>5 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの方については、無料とする。</td></tr> <tr> <td>別表第28の2</td><td>別表第28の2</td></tr> <tr> <td>琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料</td><td>琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料</td></tr> <tr> <td>1 観覧料</td><td>1 観覧料</td></tr> <tr> <td>注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者、小学校、中</td><td>注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者、小学校、中</td></tr> </tbody> </table>	別表第28	別表第28の2	1 観覧料	1 観覧料	注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および者が常設展示を観覧する場合は、これらの者についてとは、無料とする。	注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの方については、無料とする。	2 省略	2 省略	注2 県内の小学校、中学校、高等學校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。	注3 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの方については、無料とする。	3 省略	3 省略	注4 県内の小学校、中学校、高等學校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。	注4 省略	4 省略	4 省略	注5 県内の小学校、中学校、高等學校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。	5 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの方については、無料とする。	別表第28の2	別表第28の2	琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料	琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料	1 観覧料	1 観覧料	注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者、小学校、中	注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者、小学校、中
別表第28	別表第28の2																										
1 観覧料	1 観覧料																										
注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および者が常設展示を観覧する場合は、これらの者についてとは、無料とする。	注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの方については、無料とする。																										
2 省略	2 省略																										
注2 県内の小学校、中学校、高等學校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。	注3 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの方については、無料とする。																										
3 省略	3 省略																										
注4 県内の小学校、中学校、高等學校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。	注4 省略																										
4 省略	4 省略																										
注5 県内の小学校、中学校、高等學校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。	5 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの方については、無料とする。																										
別表第28の2	別表第28の2																										
琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料	琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料																										
1 観覧料	1 観覧料																										
注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者、小学校、中	注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者、小学校、中																										

学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

2 省略

3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

4 省略

5 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

以下 省略

学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

2 省略

3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

4 省略

5 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

以下 省略

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

本則・付則 省略		本則・付則 省略	
別表（第6条、第15条関係）		別表（第6条、第15条関係）	
1 プール		1 プール	
(1) 貸切り使用		(1) 貸切り使用	
区分	金額	区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、高等学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が児童または生徒を対象に使用する場合	午前 9時30分から正午まで 午後 1時から午後4時まで 夜間 30分まで	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が児童または生徒を対象に使用する場合	午前 9時30分から正午まで 午後 1時から午後4時まで 夜間 30分まで
その他の場合	平水 6,490 温水 10,700	平水 6,010 温水 11,800	平水 2,770 温水 15,600
(2) 個人使用	区分 金額	区分 金額	区分 金額
幼稚園、小学校、中学校もしくは平水中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒または温水これらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1回につき 同	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校（前期課程に限る。）の児童、児童もしくは生徒または温水これらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1回につき 同

新

旧

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校もしくは平水中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒または温水これらに準ずる者（以下「児童等」という。）	290 420
その他の場合	10,400 23,900

別表（第6条、第15条関係）

1 プール

(1) 貸切り使用

本則・付則 省略

別表（第6条、第15条関係）

1 プール

(1) 貸切り使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が児童または生徒を対象に使用する場合	7,810 15,600
その他の場合	6,490 10,700
(2) 個人使用	区分 金額
幼稚園、小学校、中学校もしくは平水中等教育学校（前期課程に限る。）の児童、児童もしくは生徒または温水これらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1回につき 同

高等学校もしくは中等教育学校 (後期課程に限る。) の生徒また「生徒等」という者	平水 同 温水 同	370 470
その他の者	平水 同 温水 同	530 710
2～5 省略	省略	
注		

高等学校もしくは中等教育学校 (後期課程に限る。) の生徒また「生徒等」という者	平水 同 温水 同	370 470
その他の者	平水 同 温水 同	530 710
2～5 省略	省略	
注		

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

別表 1 陶芸館 (1) 觀覽 アおよびイ 省略	注 1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。 2 省略 3 県内の小学校、中学校、高等學校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。 4 省略 5 県内の小学校、中学校、高等學校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。 6 省略 (2) 省略 2 省略	注 1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。
本則・付則 省略 別表（第12条、第18条関係）	注 1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。	新 本則・付則 省略 別表（第12条、第18条関係）
		5/53

滋賀県立近江富士花園公園の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

本則・付則 省略 別表(第4条、第5条、第14条関係)		本則・付則 省略 別表(第4条、第5条、第14条関係)	
1 ふるさと館		1 ふるさと館	
区分	金額	区分	金額
宿泊 小学校、中学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「児童等」という。)	円 2,710 1人1泊につき	宿泊 小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「児童等」という。)	円 2,710 1人1泊につき
その他の者	同	その他の者	同
休憩 児童等	320 1人2時間につき	休憩 児童等	320 1人2時間につき
その他の者	同	その他の者	同
研修・会議	530 1室1時間につき	研修・会議	530 1室1時間につき
2および3 省略	410	2および3 省略	410
注1～8 省略		注1～8 省略	

滋賀県都市公園条例新旧対照表（第1条関係）

本則・付則	省略	別表第1	省略	本則・付則	省略	別表第1	省略	新	
別表第2（第8条の2、第9条の7関係）									
1 省略									
2 奥びわスポーツの森多目的運動広場等									
		1 奥びわスポーツの森多目的運動広場等				2 奥びわスポーツの森多目的運動広場等			
区分	金額	区分	金額	区分	金額	区分	金額	備考	
多目的運動広場	2時間につき 1,730円	多目的運動広場	2時間につき 1,730円	多目的運動広場	2時間につき 1,730円	多目的運動広場	2時間につき 1,730円	広場を占用する場合に限る。	
多目的運動広場照明設備	全点灯1時間につき 3,800円 3分の2点灯1時間につき 2,500円	多目的運動広場照明設備	全点灯1時間につき 3,800円 3分の2点灯1時間につき 2,500円	多目的運動広場照明設備	全点灯1時間につき 3,800円 3分の2点灯1時間につき 2,500円	多目的運動広場	1面2時間につき 800円	テニスコート	1面2時間につき 800円
テニスコート	1面2時間につき 800円	テニスコート	1面2時間につき 800円	テニスコート	1面2時間につき 800円	テニスコート	1面2時間につき 800円	テニスコート	1面2時間につき 800円
グラウンド	1人1回につき 730円	グラウンド	1人1回につき 350円	グラウンド	1人1回につき 730円	グラウンド	1人1回につき 350円	グラウンド	1人1回につき 730円
もしくは中等教育学校	(前期課程に限る。)の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	もしくは中等教育学校	(前期課程に限る。)の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	もしくは中等教育学校	(前期課程に限る。)の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	もしくは中等教育学校	(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準	高等学校もしくは中等教育学校	(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準
高等学校もしくは中等教育学校	同	高等学校もしくは中等教育学校	同	高等学校もしくは中等教育学校	同	高等学校もしくは中等教育学校	同	高等学校もしくは中等教育学校	同
(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準		(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準		(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準		(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準		(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準	

する者(以下「生徒等」という。)		する者(以下「生徒等」という。)
その他の者	同	その他の者
水泳幼稚園、小学校、同 一中学校もしくは 中等教育学校 (前期課程に限 る。)の幼児、 児童もしくは生 徒またはこれら に準ずる者	1,030	同
生徒等	350	生徒等
その他の者	同	その他の者
会議室	1時間につき 380	1時間につき 380

注1～5 省略

注1～5 省略

滋賀県琵琶湖流域下水道条例新旧対照表（第1条関係）

旧		本則・付則 省略	本則・付則 省略
		別表第1 第4条、第5条、第14条関係)	別表第1 省略
		別表第2 (第4条、第5条、第14条関係)	別表第2 (第4条、第5条、第14条関係)
1 湖南中部浄化センター矢橋埠帆島公園		1 湖南中部浄化センター矢橋埠帆島公園	1 湖南中部浄化センター矢橋埠帆島公園
(1) テニスコート等		(1) テニスコート等	(1) テニスコート等
区分		区分	区分
金額		金額	金額
テニスコート 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等またはこれらに關係のある団体(以下「幼稚園等」という。)が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		円 330 1面1時間につき 休日等 同	円 330 1面1時間につき 休日等 同
その他の場合		円 670 平日 同 休日等 同	円 670 平日 同 休日等 同
プール 幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒または准ずる者(以下「幼児等」という。)		円 300 1人1回につき 同	円 300 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学 校もしくは中等教育学校(前期課程に 限る。)の幼児、児童もしくは生徒ま たはこれらに準ずる者(以下「幼児等」 といふ。)
高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに准ずる者		円 380 同	円 380 高等学校もしくは中等教育学校(後期 課程に限る。)の生徒またはこれらに 准ずる者
その他の者		円 540 同	円 540 その他の者
グラウンドゴルフ場 小学校、中学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の児童もしくは生徒またはこ の児童もしくは生徒またはこ		円 640 平日 同 休日等 同	円 640 小学校、中学校、義務教育学 校もしくは中等教育学校(前 期課程に限る。)の児童もしくは生 徒またはこれらに準ずる者
		円 760 同	円 760 同

これらに準ずる者(以下「児童等」という。)		くは生徒またはこれらに準ずる者(以下「児童等」という。)	
その他の者	平日 休日等	その他の者 同	平日 休日等 同
キヤン チ場	児童等 その他の者 同	1人1泊につき 250 380	1人1泊につき 250 同
おもじ ろ自 転車	幼児等 その他の者 同	1人30分につき 200 300	1人30分につき 200 同
(2)～(4) 省略		(2)～(4) 省略	
2 省略		2 省略	
注1～11 省略		注1～11 省略	

キヤン チ場	児童等 その他の者 同	1人1泊につき 250 380	1人1泊につき 250 同
おもじ ろ自 転車	幼児等 その他の者 同	1人30分につき 200 300	1人30分につき 200 同
(2)～(4) 省略		(2)～(4) 省略	
2 省略		2 省略	

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例新旧対照表（第1条関係）

第1条 省略	日	新
(組織)		
第2条 協議会は、次に掲げる者（第4号から第11号までに掲げる者にあつては、これらの者のうちから知事が指名する者）をもつて構成する。	第2条 協議会は、次に掲げる者（第4号から第11号までに掲げる者にあつては、これらの者のうちから知事が指名する者）をもつて構成する。	
(1)～(8) 省略	(1)～(8) 省略	
(9) 私立の小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の校長	(9) 私立の小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校または中等教育学校の校長	
(10)～(11) 省略	(10)～(11) 省略 指名する者	
2 省略	2 協議会の構成員の定数は、20人以内とする。	
第3条以下 省略	第3条以下 省略	

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例新旧対照表(第1条関係)

本則・付則 省略		別表(第5条、第14条関係)		新	
		区分		金額	
研修室	大研修室	研修室	大研修室	研修室	金額
中研修室	同	1時間につき	1,060円	1時間につき	1,060円
小研修室	同	600	600	同	600
特別会議室	同	460	460	同	460
会議室	同	1,260	1,260	同	1,260
小会議室	同	460	460	同	460
音楽室	同	260	260	同	260
視聴覚室	同	520	520	同	520
和室(大)	同	520	520	同	520
和室(中)	同	660	660	同	660
和室(小)	同	600	600	同	600
多目的ホール	同	520	520	同	520
クラフト室	同	460	460	同	460
大ホール	同	930	930	同	930
宿泊室	1人1泊につき	620	620	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「児童等」という。)	1人1泊につき620円
	小学校、中学校もしくは中等教育学 校(前期課程に限る。)の児童もしく は生徒またはこれらに準ずる者 (以下「児童等」という。)	800	800	高等学校もしくは中等教育学校(後 期課程に限る。)の生徒もしくはこ れらに準ずる者または25歳未満の	同800円

青少年 (児童等を除く。)	同
その他の者	1,050
注 省略	

青少年 (児童等を除く。)	同
その他の者	1,050
注 省略	

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表 (第7条、第16条関係)</p> <p>1 イベントホール等 (表 省略)</p> <p>注 1 および2 省略 3 イベントホールまたは小劇場を県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。</p> <p>4～11 (略) 2 省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表 (第7条、第16条関係)</p> <p>1 イベントホール等 (表 省略)</p> <p>注 1 および2 省略 3 イベントホールまたは小劇場を県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。</p> <p>4～11 (略) 2 省略</p>

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例新旧対照表(第1条関係)

旧	新
本則・付則 省略 別表(第6条、第12条関係)	本則・付則 省略 別表(第6条、第12条関係)
1 および2 省略	1 および2 省略
注1 65歳以上の者(県内に居住する者に限る。)、障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。)、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。	注1 65歳以上の者(県内に居住する者に限る。)、障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。)、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。
2 省略	2 省略
3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。	3 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。
4 省略	4 省略
5 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として特別展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。	5 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として特別展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。

滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

本則・付則 省略		別表（第4条、第5条、第14条関係）		新	
1 屋内グラウンド、屋外グラウンド、トレーニング室、練習室および会議室		1 屋内グラウンド、屋外グラウンド、トレーニング室、練習室および会議室		1 屋内グラウンド、屋外グラウンド、トレーニング室、練習室および会議室	
(1) 貸切り使用		(1) 貸切り使用		(1) 貸切り使用	
区分	区分	区分	区分	午前	午後
午前8時30分から午後零時30分まで	午後5時30分から午後5時分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	午後5時30分から午後5時分まで	午前	午後
屋内グラウンド	屋内グラウンド	幼稚園、小学校、中学校等に類する等教育学校等またはこれらに関係のある幼稚園（以下「入場料金」と等）と等」という。）が児童または生徒を対象に使用する場合	幼稚園、小学校、中学校等に類する等教育学校等またはこれらに関係のある幼稚園（以下「入場料金」と等）と等」という。）が児童または生徒を対象に使用する場合	6,800	10,500
アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	13,600	21,000
その他の催物に使用する場合	その他の催物に使用する場合	その他の催物に使用する場合	その他の催物に使用する場合	48,200	74,200
入場料等が幼稚園、児童または生徒を対象を徴収する場合	入場料等が幼稚園、児童または生徒を対象を徴収する場合	入場料等が幼稚園、児童または生徒を対象を徴収する場合	入場料等が幼稚園、児童または生徒を対象を徴収する場合	13,600	21,000
午前	午後	午前	午後	午前	午後
午前8時30分から午後9時30分まで	午後5時30分から午後5時分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	午後5時30分から午後5時分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	午後5時30分から午後5時分まで
屋内グラウンド	屋内グラウンド	幼稚園、小学校、中学校等に類する等教育学校等またはこれらに関係のある幼稚園（以下「入場料金」と等）と等」という。）が児童または生徒を対象に使用する場合	幼稚園、小学校、中学校等に類する等教育学校等またはこれらに関係のある幼稚園（以下「入場料金」と等）と等」という。）が児童または生徒を対象に使用する場合	6,800	10,500
アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	13,600	21,000
その他の催物に使用する場合	その他の催物に使用する場合	その他の催物に使用する場合	その他の催物に使用する場合	48,200	74,200
入場料等が幼稚園、児童または生徒を対象を徴収する場合	入場料等が幼稚園、児童または生徒を対象を徴収する場合	入場料等が幼稚園、児童または生徒を対象を徴収する場合	入場料等が幼稚園、児童または生徒を対象を徴収する場合	13,600	21,000

る場合	に使用する場合			
アマチュアスポーツに使用する場合	27,100	42,100	54,400	
その他の催物に使用する場合	136,000	210,000	271,000	
屋外グランンド		1,980	2,710	3,350
練習室		3,350	5,050	6,670
第1会議室		2,710	3,970	4,710
第2会議室		2,710	3,970	4,710
第3会議室		1,360	1,980	2,220

(2) 個人使用

る場合	に使用する場合			
アマチュアスポーツに使用する場合	27,100	42,100	54,400	
その他の催物に使用する場合	136,000	210,000	271,000	
屋外グラウンド	1,980	2,710	3,350	
練習室	3,350	5,050	6,670	
第1会議室	2,710	3,970	4,710	
第2会議室	2,710	3,970	4,710	
第3会議室	1,360	1,980	2,220	
(2) 個人使用				
ア 屋内グラウンド				
区分	金額			
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校（前期課程もしくは中等教育学校）	1人2時間につき 円 240			
（）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）				
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	同 380			
その他の若者	同	540		イ 省略

44

卷八

省略

1

県内の小学校、中学校、高等学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表

県内 6

徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表

が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する

に定める額の5割に相当する額とする。

3~12 省略
2 宿泊研修館
(1) 宿泊室

区分	金額	区分	金額
	宿泊		宿泊
洋室	800 き 生徒等または25歳未満の青少年(児童等を除く。)の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「児童等」という。)	同 3,830 き 生徒等または25歳未満の青少年(児童等を除く。)	同 3,830 の青少年(児童等を除く。)
和室	4,820 その他の者	同 2,220 児童等	同 2,220 の青少年(児童等を除く。)
和室	540 その他の者	同 2,960 生徒等または25歳未満の青少年(児童等を除く。)	同 2,960 の青少年(児童等を除く。)
	3,590 その他の者	同 3,590 注 省略	同 3,590 注 省略

(2) 省略

(2) 省略
注 省略

区分	金額	区分	金額
	宿泊		宿泊
洋室	800 き 生徒学校、中学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「児童等」という。)	同 1人1回につき 生徒学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「児童等」という。)	同 1人1回につき 生徒学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「児童等」という。)
和室	3,830 その他の者	同 4,820 児童等	同 4,820 の青少年(児童等を除く。)
和室	540 その他の者	同 2,960 生徒等または25歳未満の青少年(児童等を除く。)	同 2,960 の青少年(児童等を除く。)
	3,590 その他の者	同 3,590 注 省略	同 3,590 注 省略

(2) 省略

(2) 省略
注 省略

場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3~12 省略

2 宿泊研修館
(1) 宿泊室

アマチュアスポーツ に使用する場合	27,100	42,100	54,400					
その他の入場料等が 催物に使1,000円以 下の場合	68,000	105,000	136,000					
入場料等が 1,000円を 超える場合	136,000	210,000	271,000					
小競技場	入場料等が幼児、児 童または生徒を対象 に使用する場合	3,470	5,310	6,800	小 入場料等幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対象 に使用する場合	3,470	5,310	6,800
アマチュアスポーツ に使用する場合	6,800	10,500	13,600	アマチュアスポーツ に使用する場合	6,800	10,500	13,600	
その他の催物に使 用する場合	24,600	37,000	48,200	その他の催物に使 用する場合	24,600	37,000	48,200	
入場料等が徴収す る場合	6,800	10,500	13,600	入場料等幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対象 に使用する場合	6,800	10,500	13,600	
アマチュアスポーツ に使用する場合	13,600	21,000	27,100	アマチュアスポーツ に使用する場合	13,600	21,000	27,100	
その他の入場料等が 催物に使1,000円以 下の場合	34,700	53,100	68,000	その他の入場料等が 催物に使1,000円以 下の場合	34,700	53,100	68,000	
入場料等が 1,000円を 超える場合	68,000	105,000	136,000	入場料等が 1,000円を 超える場合	68,000	105,000	136,000	

(2) 個人使用

区分	金額
円	円

幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校(前期課程に限る。)き の児童もしくは生徒または これらに準ずる者	240 幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校(前期課程に限る。)の児童もしくは生徒または これらに準ずる者	1人2時間につ き
高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒または これらに準ずる者	380 高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒または これらに準ずる者	同
その他の者	540 その他の者	同
2 省略	2 省略	注
1 省略	1 省略	1 省略
2 県内の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、中等教育学校等 を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表 に定める額の5割に相当する額とする。	2 県内の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、中等教育学校等 が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する 場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。	2 県内の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、中等教育学校等 が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する 場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
3 ~ 9 略	3 ~ 9 略	3 ~ 9 略

滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

本則・付則 省略		別表 (第5条、第14条関係)		新	
1 アリーナ (1) アリーナ貸切り使用		1 アリーナ (1) アリーナ貸切り使用		新	
				本則・付則 省略	
区分	区分	午前	午後	午前	午後
午前8時30分から午後5時30分まで零時30分まで	午後1時から午後5時分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時30分まで零時30分まで	午後5時から午後5時分まで零時30分まで	午前8時30分から午後5時分まで零時30分まで	午後1時から午後5時分まで零時30分まで
金額	金額	金額	金額	金額	金額
入場料または幼稚園、小学校、中学 はこれに類する金銭等学校等またはこれら (以下「入場料等」と下「幼稚園等」という。) が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合 微収しない場合	アマチュアスポーツに 使用する場合	アマチュアスポーツに 使用する場合	アマチュアスポーツに 使用する場合	アマチュアスポーツに 使用する場合	アマチュアスポーツに 使用する場合
13,600円	21,000円	27,100円	13,600円	21,000円	27,100円
その他の催物に使用する場合	その他の催物に使用する場合	その他の催物に使用する場合	その他の催物に使用する場合	その他の催物に使用する場合	その他の催物に使用する場合
48,200円	74,200円	96,700円	48,200円	74,200円	96,700円
入場料等を幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用する場合	入場料等を幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用する場合	入場料等を幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用する場合	入場料等を幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用する場合	入場料等を幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用する場合	入場料等を幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用する場合
27,100円	42,100円	54,400円	27,100円	42,100円	54,400円

使用する場合			
その他の入場料等が 1,000円以下の場合	68,000	105,000	136,000
入場料等が超 1,000円を超 える場合	136,000	210,000	271,000

(2) および(3) 省略
(4) 個人使用

区分		金額	
		1人1回につき (2時間以内)	回数券11回 (1回2時間以 内)
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。) の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「児童等」とい う。)	円 240	円 2,400	円 2,400

高等学校もしくは中等教育学校(後
期課程に限る。)
の生徒またはこれ
らに準ずる者(以下「生徒等」とい
う。)

高等学校もしくは中等教育学校(後 期課程に限る。) の生徒またはこれ らに準ずる者(以下「生徒等」とい う。)	円 380	円 3,800	円 380	円 3,800
その他の者	円 540	円 5,400	円 540	円 5,400

2 および3 略

注

- 1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加
算した額とする。
2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生

区分		金額	
		1人1回につき (2時間以内)	回数券11回 (1回2時間以 内)
幼稚園、小学校、中学校、義務教育 学校もしくは中等教育学校(前期課 程に限る。)の児童、児童もしくは 生徒またはこれらに準ずる者(以下 「児童等」という。)	円 240	円 2,400	円 2,400
高等学校もしくは中等教育学校(後 期課程に限る。)の生徒またはこれ らに準ずる者(以下「生徒等」とい う。)	円 380	円 3,800	円 380
その他の者	円 540	円 5,400	円 540

(2) および(3) 省略
(4) 個人使用

注

- 1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加
算した額とする。
2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等

徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3~11 省略

が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3~11 省略

滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

本則・付則 省略		新	
別表（第5条、第14条関係）			
1 競技施設			
(1) 貸切り使用		(1) 貸切り使用	
		区分	金額
		午前	午後
		午前 8時から午後 1時まで	午後 5時から午後 9時まで
		30分まで	30分まで
		午後零時5時まで	午後9時まで
		30分まで	30分まで
剣道場	入場料	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校	午前 6,800 円 午後 10,500 円 夜間 13,600 円
剣道場	料金	これに該する団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	この料金はこれらに該する団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合
アマチュアスポーツ場	入場料	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合
アマチュアスポーツ場	料金	その他の催物に使用する場合	その他の催物に使用する場合
アマチュアスポーツ場	入場料	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合
アマチュアスポーツ場	料金	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合

その他の催物に使う場合	68,000	105,000	136,000
入場料1,000円を超える場合	136,000	210,000	271,000

(2) 個人使用
以下省略

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	240
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	380
その他の者	540

2および3 省略

注 1 省略
2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に競技施設を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

32

1 省略
2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に競技施設または会議室等を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3～14 省略

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる児童、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	240
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	380
その他の者	540

注

1 省略
2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に競技施設または会議室等を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3～14 省略

滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例新旧对照表（第1条關係）

1

本則付則省略
別表(第5条第14条關係)

測定室

四

区分	金額
測定室A 小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒または中等教育学校に準ずる者（以下「児童等」という。）	680 円
その他の者	同
測定室B 児童等	860 円
その他の者	930 円
	1,220 円

省略

(1) 貸切り使用

区分	金額		
	午前	午後	夜間
幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）等またはこれらに關係のある団体が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	午前 9 時から午後 5 時まで 午後 5 時から午後 9 時まで 30分まで	円 3,090 3,830	円 4,710 6,180
高等学校、中等教育学校		4,710	6,920

27/53

本則・付則 省略
別表(第5条、第14条関係)

1. 測定室

区会

区分	金額
測定室A 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者き (以下「児童等」という。)	円 680
その他の者	同
測定室B 児童等	同
その他の者	同

省略 2

3 アリーナ (1) 物語

EINWAND

区分	金額		
	午前	午後	夜間
午前 9 時か午後零時から午後 30 分まで	円 3,090	円 3,830	円 4,710
午後 1 時から午後 5 時まで			
午後 5 時から午後 9 時まで			
合計	4,710	6,180	6,920

卷之三

(後期課程に限る。) 等またはこれらに關係のある団体が生徒を対象に使用する場合			
その他の場合	6,180	7,800	9,280
(2) 個人使用			
	区分	金額	金額
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の児童もしくは生徒等(以下「児童等」という。)	生徒等	240円	240円
その他の者	同	380	380
4および5 省略	同	540	540
注 1 省略 2 県内の小学校、中学校、中等学校、高等学校、義務教育学校、高等學校、中等教育学校が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。			
3～9 省略			

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例新旧対照表(第1条関係)

本則・付則 省略 別表(第5条、第14条関係)		本則・付則 省略 別表(第5条、第14条関係)	
旧		新	
1 アイスケート場 (1) 貸切り使用		1 アイスケート場 (1) 貸切り使用	
区分	金額	区分	金額
入場料または幼稚園、小学校、中学校、高等学校等はこれらに類似する金額(以降「入場料等」という。)が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	11,900円	入場料または幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等はこれらに類似する金額(以下「入場料等」という。)が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	11,900円
アマチュアスポーツに使用する場合	23,900円	アマチュアスポーツに使用する場合	23,900円
その他の催物に使用する場合	同	その他の催物に使用する場合	同
入場料等が幼稚園、児童または生徒を対象に使用する場合	83,400円	入場料等が幼稚園、児童または生徒を対象に使用する場合	83,400円
アマチュアスポーツに使用する場合	47,600円	アマチュアスポーツに使用する場合	47,600円
その他の入場料等が1,000円以下の場合は	119,000円	その他の入場料等が1,000円以下の場合は	119,000円
入場料等が1,000円を超える場合	239,000円	入場料等が1,000円を超える場合	239,000円
(2) 貸切り使用以外の使用		(2) 貸切り使用以外の使用	
区分	金額	区分	金額
個人 幼稚園、小学校、中学 平日	1人1回につき	1人1回につき	回数券11回券

校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）休日等	600	6,000	600	6,000
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	710	7,100	710	7,100
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	950	9,500	950	9,500
その他の者	1,190	11,900	1,190	11,900
団体(20人以上)	1,430	14,300	1,430	14,300
休日等	1,660	16,600	1,660	16,600
生徒等	480	—	480	—
休日等	570	—	570	—
その他の者	760	—	760	—
休日等	950	—	950	—
休日等	1,140	—	1,140	—
休日等	1,340	—	1,340	—

(3) 省略

注1～4 省略

5 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額（スケート靴に係るものと除く。）の5割に相当する額とする。

6～11 省略

2 アリーナ

(1) および(2) 省略

校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前休日等）	600	6,000
期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	710	7,100
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	950	9,500
その他の者	1,190	11,900
団体(20人以上)	1,430	14,300
休日等	1,660	16,600
生徒等	480	—
休日等	570	—
その他の者	760	—
休日等	950	—
休日等	1,140	—
休日等	1,340	—

(3) 省略

注1～4 省略

5 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額（スケート靴に係るものと除く。）の5割に相当する額とする。

6～11 省略

2 アリーナ

(1) および(2) 省略

注

- 1 省略
 2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
 3 ~ 9 略

注

- 1 省略
 2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

注

- 1 省略
 2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
 3 ~ 6 略

注

- 1 省略
 2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

注

- 1 省略
 2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
 3 ~ 9 略

注

- 1 省略
 2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
 3 ~ 6 略

- 1 省略
 2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

- 3 ~ 6 略

- 1 省略
 2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

- 3 ~ 6 略

滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧		新	
本則・付則 省略	別表 (第4条、第5条、第14条関係)	本則・付則 省略	別表 (第4条、第5条、第14条関係)
1 陸上競技場		1 陸上競技場	
(1) 貸切り使用		(1) 貸切り使用	
区分	区分	区分	区分
金額	金額	金額	金額
午前	午後	午前	午後
午前 8時30分から午後 1時から 午後零時30分午後 5時まで まで	午前 8時30分から午後 1時から 午後零時30分午後 5時まで まで	午前 8時30分から午後 1時から 午後零時30分午後 5時まで まで	午前 8時30分から午後 1時から 午後零時30分午後 5時まで まで
入場料 たはこれに類する学校等 に金銭(以下「幼稚園等」と 下「入場料」)が児童または 料等」とは生徒を対象に使用する場 い。)を徴収しない場合	入場料 たはこれに類する学校等 に金銭(以下「幼稚園等」と 下「入場料」)が児童または 料等」とは生徒を対象に使用する場 い。)を徴収しない場合	入場料 たはこれに類する学校等 に金銭(以下「幼稚園等」と 下「入場料」)が児童または 料等」とは生徒を対象に使用する場 い。)を徴収しアマチュアスポーツに使用 する場合	入場料 たはこれに類する学校等 に金銭(以下「幼稚園等」と 下「入場料」)が児童または 料等」とは生徒を対象に使用する場 い。)を徴収する場合
その他の催物に使用する場 合	その他の催物に使用する場 合	その他の催物に使用する場 合	その他の催物に使用する場 合
入場料等 を徴収する場合	入場料等 を徴収する場合	入場料等 を徴収する場合	入場料等 を徴収する場合

用する場合	入場料等が1,000円を超える場合	66,700	99,000
(2) 個人使用			

(2) 個人使用	
区分	金額

幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「幼児等」という。)	240円
高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者(以下「生徒等」という。)	300円
その他の者	430円

2~6 省略	2~6 省略
注	注

1 省略	1 省略
2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。	2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
3~13 省略	3~13 省略

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

本則・付則 省略		本則・付則 省略	
別表 (第5条、第14条関係)		別表 (第5条、第14条関係)	
区分	金額	区分	金額
キャンプ施設	円 400 小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の1人1泊につき。 児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	キャンプ施設	円 400 もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）または25歳未満の青少年（児童等を除く。以下同じ。）	円 460	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）または25歳未満の青少年（児童等を除く。以下同じ。）	円 460
その他の者	同 660	その他の者	同 660
会議室	1時間につき 290	会議室	1時間につき 290
多目的室	同 600	多目的室	同 600
集会室	同 370	集会室	同 370
クラフト室	同 290	クラフト室	同 290
ロッジ	児童等、 生徒等または25歳未満の青少年 その他の者	1人1泊につき 同 660 同 1,060	児童等 生徒等または25歳未満の青少年 その他の者
注 省略		注 省略	

滋賀県立琵琶湖漁港場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表 1～3 省略 注 1 省略 2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。 3～8 省略	本則・付則 省略 別表 1～3 省略 注 1 省略 2 県内の小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。 3～8 省略

滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧		新	
本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 貸切り使用		本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 貸切り使用	
区分	金額	区分	
		午前	午後
午前 8時から午後5時まで	午前 8時から午後5時まで	午前 8時から午後5時まで	午前 8時から午後5時まで
30分まで	30分まで	30分まで	30分まで
幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれに類する者による団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童等と使用する場合	入場料	入場料	入場料
アマチュアスポーツに使用する場合	3,700	4,950	7,410
その他の催物に使用する場合	11,100	14,800	22,200
入場料等が幼稚園等が生徒を対象に使用する場合	3,700	4,950	7,410
アマチュアスポーツに使用する場合	7,420	9,900	14,900
その他の催物に使用する場合	22,200	29,600	44,600
午前 8時から午後5時まで	午前 8時から午後5時まで	午前 8時から午後5時まで	午前 8時から午後5時まで
30分まで	30分まで	30分まで	30分まで
幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれに類する者による団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童等と使用する場合	入場料	入場料	入場料
アマチュアスポーツに使用する場合	3,700	4,950	7,410
その他の催物に使用する場合	11,100	14,800	22,200
入場料等が幼稚園等が生徒を対象に使用する場合	3,700	4,950	7,410
アマチュアスポーツに使用する場合	7,420	9,900	14,900
その他の催物に使用する場合	22,200	29,600	44,600

2 個人使用		る場合			
		る場合			
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児1人1日に 育童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	区分	金額 円 180			
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	区分	金額 円 240			
その他の人者	区分	金額 円 300			
注 省略	区分	金額 円 300			

2 個人使用		る場合			
		る場合			
幼稚園、小学校、中学校、中学校、義務教育学校 もしくは中等教育学校（前期課程に限 る。）の幼児、児童もしくは生徒または これらに準ずる者	区分	金額 円 180			
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	区分	金額 円 240			
その他の人者	区分	金額 円 300			
注 省略	区分	金額 円 300			

滋賀県立柳ヶ崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧		新	
本則・付則	省略	本則・付則	省略
別表 1～3 省略		別表 1～3 省略	
注 1 省略 2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として艇庫、斜路または桟橋を学校行事に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。		注 1 省略 2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として艇庫、斜路または桟橋を学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。	

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧对照表（第2条関係）

別表第1 (第5条関係) 児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準		
本則・付則 省略	別表第1 (第5条関係) 児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準	新
1 指定児童発達支援の事業	1 指定児童発達支援の事業 (1)～(20) 省略 (21) 連携等	ア～ウ 省略
2 指定児童発達支援事業者	エ 指定児童発達支援事業者 (児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。) は、通常の事業の実施地域における障害児の福祉に關し、障害児もしくはその家族または保育所、学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する幼稚園、小学校もしくは特別支援学校もしくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) 第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を當む施設からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うよう努めること。	ア～ウ 省略
3 別表第2 以下 省略	2 省略	別表第2 以下 省略

滋賀県立びわ湖フローティングスクールの設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 フローティングスクールは、次に掲げる者に限り、使用することが第4条 フローティングスクールは、次に掲げる者に限り、使用することができます。</p> <p>(1) 県内の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）または特別支援学校の小学部の第5学年の児童（学校教育の一環として行われる教育活動に基づいて使用する場合に限る。）</p> <p>(2) 省略</p> <p>第5条以下 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 フローティングスクールは、次に掲げる者に限り、使用することができます。</p> <p>(1) 県内の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）または特別支援学校の小学部の第5学年の児童（学校教育の一環として行われる教育活動に基づいて使用する場合に限る。）</p> <p>(2) 省略</p> <p>第5条以下 省略</p>

滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

本則・付則 省略		本則・付則 省略	
別表（第4条、第5条、第14条関係）		別表（第4条、第5条、第14条関係）	
1 宿泊施設		1 宿泊施設	
区分	金額	区分	金額
大宿泊室	1人1泊につき 510円 き	大宿泊室	1人1泊につき 510円 き
小学校、中学校 もしくは中等 教育学校（前期 課程に限る。） の児童もしく は生徒または これらに準ず る者（以下「児 童等」という。）	1人1回につき 270円	小学校、中学 校、義務教育学 校もしくは中 等教育学校（前 期課程に限 る。）の児童も しくは生徒ま たはこれらに 準ずる者（以下 「児童等」とい う。）	1人1回につき 270円
高等学校もしく は中等教育学校 (後期課程に限 る。)の生徒もし くはこれらに準 ずる者（以下「生 徒等」という。） または25歳未満 の青少年（児童等 を除く。以下同 じ。）	670	高等学校もしく は中等教育学校 (後期課程に限 る。)の生徒もし くはこれらに準 ずる者（以下「生 徒等」という。） または25歳未満 の青少年（児童等 を除く。以下同 じ。）	670
本則・付則 省略	新	本則・付則 省略	新

じ。)

その他の者	同	920
身体障害者	児童等	同
宿泊室	生徒等または25同 歳未満の青少年	510 670
その他の者	同	880

注

省略

(表 省略)

注

1 省略

2 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等またはこれに関係のある団体が20人以上の児童または生徒を対象として使用する場合は、この表に定める額から2割に相当する額とする。

3～5 省略

3 天体観測室

区分	金額
小学校の児童またはこれに準ずる者	1人1回につき 260
その他の者	同 370

注

省略

4 人工登はん壁

じ。)

その他の者	同	920
身体障害者	児童等	同
宿泊室	生徒等または25同 歳未満の青少年	510 670
その他の者	同	880
小宿泊室	児童等	同 570
	生徒等または25同 歳未満の青少年	980
	その他の者	同 1,420

注

省略

(表 省略)

注

1 省略

2 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体が20人以上の児童、児童または生徒を対象として使用する場合は、この表に定める額から2割に相当する額を減額した額とする。

3～5 省略

3 天体観測室

区分	金額
小学校もしくは義務教育学校(前期課程に限る。)の児童またはこれに準ずる者	1人1回につき 260
その他の者	同 370

注

省略

4 人工登はん壁

(1) 貸切り使用

(1) 貸切り使用

区分	金額	
	午前	午後
午前 9時から正午まで	午後 1時から午後5時まで	円 1,660 2,700
入場料等を徴収しない場合	小学校、中学校、高等学校等またはこれらに関係のある団体（以下「小学校等」という。）が児童または生徒を対象に使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合

(2) 省略

区分	金額	
	午前	午後
午前 9時から正午まで	午前 9時から午後5時まで	円 1,660 2,700
入場料等を徴収しない場合	小学校、中学校、高等学校等またはこれらに関係のある団体（以下「小学校等」という。）が児童または生徒を対象に使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合
その他の催物に使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合
入場料等を徴収する場合	小学校等が児童または生徒を対象に使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合
その他の催物に使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合
入場料等を徴収する場合	入場料等が1,000円以下の場合	その他の催物に使用する場合
その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円を超える場合	入場料等が1,000円を超える場合

(2) 省略

注	省略	5 キャンプ施設等	1 省略	2 自転車	(表 省略)
注	省略	1 小学校の児童またはこれに準ずる者がサイクリング自転車を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。	2 省略	3 省略	6 駐車場 省略
注	省略	1 小学校もしくは義務教育学校（前期課程に限る。）の児童またはこれに準ずる者がサイクリング自転車を使用する場合は、この表に定めた額の5割に相当する額とする。	2 省略	3 省略	6 駐車場 省略
注	省略	5 キャンプ施設等	1 省略	2 自転車	(表 省略)

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

第1条～第4条 省略	旧	第1条～第4条 省略	新
(普通課程の普通職業訓練の基準)		(普通課程の普通職業訓練の基準)	
第5条 法第19条第1項の条例で定める基準（普通課程の普通職業訓練に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。		第5条 法第19条第1項の条例で定める基準（普通課程の普通職業訓練に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	
(1) 訓練の対象者 学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校を卒業した者もしくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者もしくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「中学校卒業者等」という。）または同法による高等学校を卒業した者もしくは同法による中等教育学校を卒業した者もしくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「高等学校卒業者等」という。）であること。		(1) 訓練の対象者 学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校もしくは義務教育学校を卒業した者もしくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者もしくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「中学校卒業者等」）または同法による高等学校を卒業した者もしくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「高等学校卒業者等」という。）であること。	
(2)～(9) 省略		(2)～(9) 省略	
2 省略		2 省略	
第6条以下 省略		第6条以下 省略	

滋賀県醒井養護場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第4条、第10条関係）	本則・付則 省略 別表（第4条、第10条関係）
（表 省略）	（表 省略）
注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者は、無料とする。	注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）、小学校、中学校、中学校、中学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者は、無料とする。
2 省略	2 省略
3 県内の小学校、中学校、高等學校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として入場する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。	3 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として入場する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。
4 注3に掲げる場合を除き、教職員が小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）を引率して入場する者（以下「児童等」という。）を引率して入場する場合（児童等および教職員の数の合計が30人以上であるときにおける。）については、1人につき350円とする。	4 注3に掲げる場合を除き、教職員が小学校、中学校、義務教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）を引率して入場する者はこれに準ずる者（以下「児童等」という。）を引率して入場する場合（児童等および教職員の数の合計が30人以上であるときにおける。）の当該教職員の当該教職員については、1人につき350円とする。

滋賀県建築基準条例新旧対照表（第6条関係）

第1条～第27条 省略	旧	新
(敷地と道路との関係)		(敷地と道路との関係)
第28条 自動車車庫または自動車修理工場（以下「車庫等」という。）の用途に供する建築物で都市計画区域内におけるものについては、次の各号のいずれかに該当する場所に接する敷地の部分には自動車の出入口を設けてはならない。	第28条 自動車車庫または自動車修理工場（以下「車庫等」という。）の用途に供する建築物で都市計画区域内におけるものについては、次の各号のいずれかに該当する場所に接する敷地の部分には自動車の出入口を設けてはならない。	第28条 自動車車庫または自動車修理工場（以下「車庫等」という。）の用途に供する建築物で都市計画区域内におけるものについては、次の各号のいずれかに該当する場所に接する敷地の部分には自動車の出入口を設けてはならない。
(1) 道路の交差点もしくは曲がり角、横断歩道または横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5メートル以内の道路	(1) 道路の交差点もしくは曲がり角、横断歩道または横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5メートル以内の道路	(1) 道路の交差点もしくは曲がり角、横断歩道または横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5メートル以内の道路
(2) 縦断勾配が12ペーセントを超える道路	(2) 縦断勾配が12ペーセントを超える道路	(2) 縦断勾配が12ペーセントを超える道路
(3) 道路上に設ける安全地帯から10メートル以内の道路	(3) 道路上に設ける安全地帯から10メートル以内の道路	(3) 道路上に設ける安全地帯から10メートル以内の道路
(4) バスの停留所、トンネルまたは踏切から10メートル以内の道路	(4) バスの停留所、トンネルまたは踏切から10メートル以内の道路	(4) バスの停留所、トンネルまたは踏切から10メートル以内の道路
(5) 公園または幼稚園、小学校、特別支援学校、児童福利施設その他これらに類するものの出入口から10メートル以内の道路	(5) 公園または幼稚園、小学校、特別支援学校、児童福利施設その他これらに類するものの出入口から10メートル以内の道路	(5) 公園または幼稚園、小学校、特別支援学校、児童福利施設その他これらに類するものの出入口から10メートル以内の道路
(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が通行の安全上支障があると認めて指定した道路	(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が通行の安全上支障があると認められて指定した道路	(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が通行の安全上支障があると認められて指定した道路
2および3 略	2および3 略	2および3 略
第29条以下 省略		第29条以下 省略

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例新旧対照表（第7条関係）

第1条～第12条 省略	旧	第1条～第12条 省略	新
(学校等における犯罪の防止)		(学校等における犯罪の防止)	
第13条 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校および幼稚園ならびに専修学校および各種学校（規則で定めるものに限る。）ならびに児童福祉施設（規則で定めるものに限る。）（以下「学校等」という。）を設置し、または管理する者は、当該学校等において、侵入者による幼児、児童、生徒等（以下「児童生徒等」という。）に対する犯罪を防止するよう努めなければならない。	2および3 省略	2および3 省略	第13条 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校および幼稚園ならびに専修学校および各種学校（規則で定めるものに限る。）ならびに児童福祉施設（規則で定めるものに限る。）（以下「学校等」という。）を設置し、または管理する者は、当該学校等において、侵入者による幼児、児童、生徒等（以下「児童生徒等」という。）に対する犯罪を防止するよう努めなければならない。

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例新旧対照表（第8条関係）

本則・付則 省略		本則・付則 省略	
別表（第4条、第5条、第14条関係）		別表（第4条、第5条、第14条関係）	
1 スポーツ施設		1 スポーツ施設	
(1) 省略		(1) 省略	
(2) 個人利用		(2) 個人利用	
区分	金額	区分	金額
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育課程に限る。）の生徒またはこどもたちに準ずる者	その他の者	幼稚園、小学校、義務教育学校もしくは中等教育課程に限る。）の生徒またはこどもたちに準ずる者	その他の者
陸上競技場	円 1人1回につき 240	陸上競技場	円 1人1回につき 240
スポーツ会館	円 1人1回につき 300	スポーツ会館	円 1人1回につき 300
トレンジング室	円 同 240	トレンジング室	円 同 240
	530		530
注 1 省略		注 1 省略	

2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割とする。	2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
3 省略	3 省略
4 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体が幼児、児童または生徒を対象として陸上競技場、野球場、ソフトボール場、草野球場、球技場またはテニスコートの屋内コートを使用する場合は、この表に定める額の5割とする。	4 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体が幼児、児童または生徒を対象として陸上競技場、野球場、ソフトボール場、草野球場、球技場またはテニスコートの屋内コートを使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
5～9 省略	5～9 省略
2 自転車1回（2時間以内）につき480円とし、その利用時間が2時間を超える場合は、その超える時間1時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）につき130円を加算した額とする。ただし、小学校の児童またはこれに準ずる者については、半額とする。	2 自転車1回（2時間以内）につき480円とし、その利用時間が2時間を超える場合は、その超える時間1時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）につき130円を加算した額とする。ただし、小学校もしくは義務教育学校（前期課程に限る。）の児童またはこれに準ずる者については、半額とする。
3 省略	3 省略

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第9条関係）

本則・付則 省略 別表 (第5条、第14条関係)		新	
本則・付則 省略 別表 (第5条、第14条関係) 1 貸切り使用		新	
区分	金額		午前 午後
	午前	午後	
午前8時30分から午後5時まで	8,900	8,900	午前8時30分から午後5時まで
エアーライフル射撃場 中学校、高等学校等	8,900	8,900	エアーライフル射撃場 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等
生徒を対象に場所を用する場合	16,000	16,000	生徒はこれらに關係のある団体が児童または生徒を対象に使用する場合
その他の場合	16,000	16,000	その他の場合
スマールボアライフル射撃場 高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)等	13,600	13,600	スマールボアライフル射撃場 高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)等
			またはこれらに關係の

ある団体が 生徒を対象する に使用する 場合		
その他の場 合	24,500	24,500
2 個人使用		
エアーライフ 専用射撃場	中学校もしくは中等 教育学校(前期課程 内)に限る。)の生徒ま たはこれらに準ずる 者	240 円 1人1回につき(2時間以 内)
高等学校もしくは中 等教育学校(後期課 程に限る。)の生徒 またはこれらに準ず る者(以下「生徒等」) という。)	同	240
スマートボル フル射撃場	生徒等 その他の者	780 300 970 円 1人1回につき(2時間以 内)

注 省略

ある団体が 生徒を対象する に使用する 場合		
その他の場 合	24,500	24,500
2 個人使用		
エアーライフ 専用射撃場	小学校、中学校、義 務教育学校もしくは内 中等教育学校(前期 課程に限る。)の兒 童もしくは生徒また はこれらに準ずる者	240 円 1人1回につき(2時間以 内)
高等学校もしくは中 等教育学校(後期課 程に限る。)の生徒 またはこれらに準ず る者(以下「生徒等」) という。)	同	240
スマートボル フル射撃場	生徒等 その他の者	780 300 970 円 1人1回につき(2時間以 内)

注 省略

滋賀県暴力団排除条例新旧対照表（第10条関係）

旧	新
第1条～第12条 省略	第1条～第12条 省略
(青少年に対する教育等のための措置) 第13条 県は、学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校、中等専門学校ならびに同法第12条に規定する専修学校（高等課程に限る。）において、その生徒または学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に入せず、および暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう、適切な措置を講ずるものとする。	(青少年に対する教育等のための措置) 第13条 県は、 <u>学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校、中等専門学校ならびに同法第12条に規定する専修学校（高等課程に限る。）</u> 、 <u>特別支援学校（中学部および高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部および高等課程に限る。）</u> 、 <u>高等専門学校ならびに同法第12条に規定する専修学校（高等課程に限る。）</u> において、 <u>その生徒または学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に入せず、および暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう、適切な措置を講ずるものとする。</u>
2 省略	2 省略

第14条以下 省略

第14条以下 省略

